

指定給水装置工事事業者に依頼した場合と指定給水装置工事事業者ではない業者に依頼した場合（自ら修繕した場合を含む）の減免の区分例

○・・・減免対象 ×・・・減免対象とならない

No.	装置の箇所	修繕内容	減免対象 (指定給水装置工事事業者の施工)	減免対象 (指定給水装置工事事業者ではない業者の施工・お客様自らの施工)
1	単独水洗の蛇口	蛇口の交換	×	×
2	単独水洗の蛇口	パッキンの交換	×	×
3	混合水栓の蛇口	蛇口の交換	×	×
4	混合水栓の蛇口	パッキンの交換	×	×
5	浴室シャワーのヘッド	ヘッドの交換	×	×
6	浴室シャワーのホース	ホースの交換	×	×
7	ハンドル止水栓のハンドル	ハンドルの交換	×	×
8	メーター	メーターの交換	×	×
9	受水槽ボールタップ	ボールタップの交換	○	○
10	受水槽オーバーフロー管	オーバーフロー管の修繕	×	×
11	受水槽排水管	排水管修繕	○	○
12	受水槽タンク	タンク交換・修繕	○	○
13	受水槽マンホール（ふた）	マンホール（ふた）修繕	×	×
14	トイレのロータンク	ボールタップ交換	○	○
15	トイレのロータンク	ゴムフロ、鎖、バターの交換	○	○
16	トイレのロータンク	タンク交換	○	×
17	小型湯沸器	構成する内部部品の交換	○	○
18	小型湯沸器	配管の修繕	○	○
19	高効率給湯器	構成する内部部品の交換	○	○
20	高効率給湯器	配管の修繕	○	○
21	給水管（埋設管）	給水管の修繕	○	×
22	給水管（露出管）	給水管の修繕	×	×
23	給水管（PS内露出管）	給水管の修繕	○	×

※「お客様自らの施工」には、お客様が知人や家屋所有者等に修繕してもらった場合も含みます。

◎給水装置の修繕は、水道法第16条の2及び長崎市水道事業給水条例第9条第1項により、原則として、指定給水装置工事事業者のみ施工できることとされています。
ただし、水道法第16条の2第3及び水道法施行規則第13条に定める「給水装置の軽微な変更」に該当する場合は、例外です。